SSKS
療育ねっとわーく川崎

2017年10月20日発行
No.203（2800部）
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者　江川　文誠
編集者　谷　みどり

特別支援校中学2年生の一郎さん（仮名）のお母さんから電話がありました。本人がどうしても、「直接話がしたいそうなので、代わりますね」と。

T：もしもし、一郎さんですか。何か困ったことがあったんですか。

「あのね、僕は一人で学校に行きたいの。だからヘルパーさんはついてこないで！」

T：そうか。一人で行きたいのね。どうやって行くの？

「バスに乗っていくの」

T：一人で乗ったことあるの。

「お父さんと乗ったことあるよ」

T：一人で乗るのは、初めてでしょ。ちょっと心配だね。

「ダイジョーブ。できる！」

T：夏休みの終わりに、学校で先生とお母さんとみんなで（療育の先生やヘルパーも交えて）話し合いをしたよね。その時に、学校の先生が一人で登校するには、練習が必要だって言われたよね。

「ヤダヤダ。一人で行く」

T：ヘルパーさんの何が嫌なの？

「そばについてくるから」

T：じゃあ。こうしてはどうかな。来週からバスで行くことにしましょう。

「うん。それがいい」

T：それで、ヘルパーがついて、一人で行けるように練習をしましょう。

「えー」

T：ヘルパーさんは、隣につかないで離れていることにするというのでどうかな。

「わかった」

T：また、困ったり、ヤダなと思ったりしたら、こうやって連絡してきてね。この前のように、学校の先生や療育の先生たちと一緒に、みんなで相談に乗るからね。電話してきてくれてありがとう。

「うん。わかった。」

＊＊＊

一郎さんは、上級生や友だちが、一人で登校するのを見て、自分も一人で登校したくなったようです。支援者側は、今までの彼からは、一人での登校は先の話と思っていました。

そこで、ひとつ前のバス停からヘルパーが乗り、一郎さんはバスに一人で乗り込むことにしました。バスの中では、ヘルパーはそっと見守ります。バスが渋滞にはまって30分も遅くなったり、隣に座った人とちょっとしたトラブルになりかけたりしながらも、今は懸命にがんばっています。今までもいろいろあったし、これから先いろいろあると思うけど、みんなで応援していますよ。

（谷）

今月号の目次

こんなときどうするの……1
障害者差別解消法（当事者から）2
障害福祉サービス等報酬改定……3
お知らせ……4
インクルージョンの社会を目指して…5
ウェルフェスのお知らせ……6
クレッシェンド……7
明日香のたまてばこ……8

（本誌5・6・7・8面は会員のみに郵送）

1995年8月10日第三種郵便物認可（毎週1回水曜日発行　2017年10月24日発行　増刊通巻第7197号）

発行所　郵便番号一五七―〇〇七三　世田谷区砧六―二六―二一
特定非営利活動法人　障害者団体定期刊行物協会　定価一〇〇円

会員・賛助会員募集

（連絡先）　〒214-0014　川崎市多摩区登戸２９８１　サポートセンターロンド
TEL０４４－９３０－０１６０　Fax０４４―９３０－０１２８　e-mail: tani@rond.jp　http://rond2981.jimdo.com/
《会費振込先》郵便振込　00280-2-26842　特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費2500円　賛助会費一口2000円

障害者差別解消法（当事者から）
★医療的ケアが必要な子ども

医療的ケアが必要な子どもの進学が問題になる昨今、少し昔の話ですが、息子が学校に通っていた頃を振り返ってみます。

小学校に上がるときのことです。息子は生後すぐ気管切開しているため、一般校ではなく養護学校に通うことが一般的ですが、医ケアの必要な児童はスクールバスに乗れないと学校に言われてしまいました。私が息子の送迎をするには、この養護学校は遠くて難しい上に、学区内の小学校も受け入れてくれません。

どちらにも進学できず困り果てたとき、学区内の小学校から「うちに来てみないか」と声をかけてもらいました。このあと中学卒業までの9年間、親が通学や遠足に付き添いながらも、地域の学校で過ごすことになります。養護学校は行けずに一般校へ行くという変わった状況ですが、おかげで地域で過ごすとても大切な経験ができました。

中学進学当時は隣の学区へ引っ越しており、同様に引っ越した一般学級の友達はみんなと同じ学校に通えるよう越境で通学していました。学区の境の地区ではよくあることで私達も越境での通学を希望しましたが、なぜかこちらは認められません。結局、最初の1年間は学区内のアパートを借りて住所を移し、みんなと同じ中学校に進学、卒業しました。

重度の障害があることで生じる問題は、学校だけではありません。数年前、息子が腹部の痛みを訴えたので地元の公立病院に連れていきましたが、「ここでは診られないので、いつもの病院へ行ってほしい」とけんもほろろに断られてしまい、救急車の手配もなく、朝4時に主人と必死で都内の病院へ行きました。結果は「盲腸です。あと少し遅れていたら、命の危険がありました」。

本当に危うい状態でした。

葛西広さんプロフィール

「1988年9月9日生まれ川崎市立下布田小学校、川崎市立中野島中学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立麻生養護学校、KFJ多摩はなもも」

医ケアの必要な子どもたちの選択肢は今でも限られています。ここでは書けないトラブルや理不尽な対応も数多くあったのは事実ですが、気管切開をした息子が20年以上前に地域の学校で過ごしたのは大変珍しく、貴重な経験でした。学校に来られるよう温かい言葉をかけてくれた同級生やその保護者のみなさんに会えたのは、今でも大きな財産です。

（葛西広さんのお母さん）

【インタビュー・金子文俊】

1995年8月10日第三種郵便物認可（毎週1回水曜日発行　2017年10月24日発行　増刊通巻第7197号）

紀さんの制度情報

平成30年度 障害福祉サービス等報酬改定

福祉サービス等の報酬改定が検討されています昨年5月31日より厚生労働省にて障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討が始まっています。（平成30年4月1日に施行となる改正障害者総合支援法で新たに創設されるサービスについても検討されていきます）

障害者総合支援法は3年ごとに見直しをすることとされていて、基本的に報酬改定の見直しも同時期に行われます。

新たなサービスの新設

前号でお伝えした重度訪問介護の対象拡大など、各サービス体系の見直し（報酬単価の減算・加算等）が行われるのですが、全てをお伝えは出来ませんので今回は新設されるサービスについて簡単にお知らせします。

1.「自立生活援助」

障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。

このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する

2.「就労定着支援」

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。

このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する

3.「居宅訪問型児童発達支援」

障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。

このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する

以上三つのサービスが新設され「自立生活援助」と「就労定着支援」については事業所が、「居宅訪問型児童発達支援」は児童発達支援センター等が行うとされています。

サービスが新設されることは良いことなのですが、それぞれに様々な問題があります。「自立生活援助」はグループホームにおける軽度といわれる人達の実質的な追い出しに繋がるのではとか、グループホームの定員増などの問題、「就労定着支援」は「ニッポン一億総活躍プラン」を基に、活躍ありきで考えられていないか、「居宅訪問型児童発達支援」は放課後等デイサービスの見直しや夕方支援問題があやふやにされないか等、背景には多くの問題が含まれています。また過去の事例のように箱だけ作って中身が機能していないとならないような体制整備を望みます。